

44. 主 要 間 接 税 制 度 の 概 要

	消 費 税
1. 課 税 対 象	(1) 国内において事業者が行う資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く）及び特定仕入れ (2) 輸入貨物（保税地域から引き取られる外国貨物）
2. 納 税 義 務 者	(1) 国内取引……国内において課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く）及び特定課税仕入れを行う事業者 ただし、基準期間（前々年又は前々事業年度）の課税売上高（税抜き）が1,000万円以下の事業者は、納税義務が免除される。 (注1) 特定期間（前年又は前事業年度上半期）の課税売上高（又は給与支払額）が1,000万円超の事業者については、納税義務を免除しない。 (注2) 基準期間のない法人のうち、資本金又は出資金が1,000万円以上の法人については、納税義務を免除しない。 (注3) 基準期間のない法人のうち、課税売上高5億円超の事業者等により設立された法人については、納税義務を免除しない。 (2) 輸入取引……輸入者
3. 課 税 標 準	(1) 課税資産の譲渡等の対価の額及び特定課税仕入れに係る支払対価の額 (2) 引取価額（CIF価格＋他の個別消費税＋関税）
4. 税 率	7.8%（※） (注) 地方消費税（税率は消費税額の78分の22＝消費税率2.2%相当）と合わせた税率は10%となる。 (※) 軽減税率の適用対象となる次の課税資産の譲渡等は6.24% (1) 酒類・外食を除く飲食品の譲渡 (2) 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡 (注) 地方消費税（税率は消費税額の78分の22＝消費税率1.76%相当）と合わせた税率は8%となる。
5. 輸 出 免 税	輸取出引等（貨物の輸出、国際輸送・通信等）は免税
6. 非 課 税	国内における次の資産の譲渡等は非課税 [消費に負担を求める税としての性格上課税対象とならないもの等] (1) 土地の譲渡及び貸付け (2) 有価証券、支払手段等の譲渡 (3) 貸付金等の利子、保険料等 (4) 郵便切手類、印紙等の譲渡 (5) 行政手数料等、外国為替取引 [社会政策的配慮に基づくもの] (6) 医療保険各法等の医療 (7) 介護保険法に規定する一定のサービス及び社会福祉法に規定する社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等 (8) 助産に係る資産の譲渡等 (9) 埋葬料又は火葬料を対価とする役務の提供 (10) 身体障害者用物品の譲渡、貸付け等 (11) 学校教育法第1条に規定する学校等の授業料、入学金、施設設備費、入学検定料、学籍証明等手数料 (12) 教科用図書の譲渡 (13) 住宅の貸付け
7. 税 額 計 算	(1) 売上げに係る消費税額 (課税資産の譲渡等の対価の額の合計額（税抜き）＋特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額） ×税率 (注) 当分の間、課税売上割合が95%以上である課税期間については、特定課税仕入れはなかったものとする（仕入れに係る消費税額も同様）。 (2) 仕入れに係る消費税額 課税仕入れに係る支払対価の額の合計額（税込み）×7.8/110（軽減税率の適用対象に係るものである場合6.24/108）＋特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額×7.8/100 (3) 仕入税額控除 イ 原則（本則計算） ① 課税売上割合が95%以上かつその課税期間における課税売上高が5億円以下の場合には、仕入れに係る消費税額を全額控除する。 ② 課税売上割合が95%未満又はその課税期間における課税売上高が5億円超の場合には、個別対応方式又は一括比例配分方式のいずれかの方法により計算した金額を仕入れに係る消費税額として控除する。 (注1) 仕入税額控除の適用要件として、軽減税率の対象品目である旨を含む一定の事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が義務付けられている（区分記載請求書等保存方式）（※）。 (注2) 次に掲げる経過措置が設けられている。 登録国外事業者以外の国外事業者から受けた電気通信利用役務の提供（事業者向け電気通信利用役務の提供を除く）については、仕入税額控除することはできない。

44. 主 要 間 接 税

	消 費 税												
	<p>(注)〔令和5年10月1日以後〕適格請求書等保存方式の導入に伴い、上記の経過措置については削除する。</p> <p>(※)〔令和5年10月1日以後〕適格請求書等保存方式(いわゆる「インボイス制度」)を導入し、帳簿及び適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書等の保存を仕入税額控除の要件とし、売上げに係る消費税額及び仕入れに係る消費税額の計算は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 売上げに係る消費税額</p> <p>① 税率の異なるごとに区分した課税標準である金額の合計額にそれぞれの税率を乗じて計算する方法(割戻し計算)</p> <p>② 適格請求書に記載した消費税額等を積み上げて計算する方法(積上げ計算)を選択可能。</p> <p>(2) 仕入れに係る消費税額</p> <p>① 適格請求書に記載された消費税額等を積み上げて計算する方法(積上げ計算)</p> <p>② 上記(1)②の適用を受けない事業者については、支払対価の額を税率の異なるごとに区分して合計した金額にそれぞれの税率を乗じて計算する方法(割戻し計算)を選択可能。</p> <p>(注1) 令和元年10月1日から令和5年9月30日までの間は、インボイス制度の執行可能性に配慮し、それまでの請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応するため、帳簿及び請求書等に一定の記載事項を追加し(区分記載請求書等保存方式)、売上げに係る消費税額及び仕入れに係る消費税額の計算は、税率の異なるごとに区分した課税標準である金額の合計額及び支払対価の額の合計額にそれぞれの税率を乗じて計算する。</p> <p>(注2) 適格請求書等保存方式の導入後、免税事業者等から行った課税仕入れについては、仕入税額控除をすることはできない。ただし、当該課税仕入れに係る消費税相当額に令和5年10月1日から3年間は80%、令和8年10月1日から3年間は50%をそれぞれ乗じて算出した額の控除を認める。</p> <p>ロ 特例(簡易課税制度)</p> <p>基準期間の課税売上高が5,000万円以下の課税期間については、選択により、売上げに係る消費税額に以下のみなし仕入率を乗じた金額と特定課税仕入れに係る消費税額の合計額を仕入れに係る消費税額とすることができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>第1種事業 (卸売業)</th> <th>第2種事業 (小売業等)</th> <th>第3種事業 (製造業等)</th> <th>第4種事業 (その他の事業)</th> <th>第5種事業 (サービス業等)</th> <th>第6種事業 (不動産業)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%</td> <td>80%</td> <td>70%</td> <td>60%</td> <td>50%</td> <td>40%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 簡易課税適用者については、当分の間、特定課税仕入れはなかったものとする経過措置が設けられている。</p> <p>(注2) 農林水産業(第3種事業)のうち軽減税率が適用される食用の農林水産物を生産する事業については第2種事業となる。</p>	第1種事業 (卸売業)	第2種事業 (小売業等)	第3種事業 (製造業等)	第4種事業 (その他の事業)	第5種事業 (サービス業等)	第6種事業 (不動産業)	90%	80%	70%	60%	50%	40%
第1種事業 (卸売業)	第2種事業 (小売業等)	第3種事業 (製造業等)	第4種事業 (その他の事業)	第5種事業 (サービス業等)	第6種事業 (不動産業)								
90%	80%	70%	60%	50%	40%								
8. 申告・納付	<p>(1) 国内取引</p> <p>① 課税期間………個人事業者は暦年、法人は事業年度 ただし、事業者の選択により、3ヶ月又は1ヶ月に短縮することも可能。</p> <p>② 確定申告・納付………課税期間終了後2月以内に確定申告・納付 (注1) 個人事業者の確定申告・納付期限は翌年3月末である。(租特法) (注2) 法人税の申告期限の延長の特例を受ける法人は、消費税の申告期限を1月延長することができる。(令和3年3月決算から適用) ※ 延長された期間の消費税の納付については、利子税を合わせて納付する。</p> <p>③ 中間申告・納付………直前の課税期間の確定消費税額に応じ、年11回、年3回又は年1回の中間申告・納付を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">直前の課税期間 の確定消費税額 (1年分)</th> <th>中 間 申 告 ・ 納 付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,800万円超</td> <td>年11回(毎月)の中間申告・納付 課税期間開始の日以後1ヶ月ごとに区分した各期間につき、その期間の末日の翌日(課税期間開始の日以後最初の1月の期間については、課税期間開始の日から2ヶ月を経過した日)から2月以内に、1月分相当額を中間申告・納付</td> </tr> <tr> <td>400万円超 4,800万円以下</td> <td>年3回の中間申告・納付 課税期間開始の日以後3ヶ月ごとに区分した各期間につき、その期間の末日の翌日から2月以内に、3月分相当額を中間申告・納付</td> </tr> <tr> <td>48万円超 400万円以下</td> <td>年1回の中間申告・納付 課税期間開始の日以後6ヶ月ごとに区分した各期間につき、その期間の末日の翌日から2月以内に、6月分相当額を中間申告・納付</td> </tr> <tr> <td>48万円以下</td> <td>中間申告・納付は不要(任意の中間申告・納付(年1回)が可能)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 確定申告書等に課税標準等の計算の基礎となる金額が記載された書類の添付が義務付けられている。</p>	直前の課税期間 の確定消費税額 (1年分)	中 間 申 告 ・ 納 付	4,800万円超	年11回(毎月)の中間申告・納付 課税期間開始の日以後1ヶ月ごとに区分した各期間につき、その期間の末日の翌日(課税期間開始の日以後最初の1月の期間については、課税期間開始の日から2ヶ月を経過した日)から2月以内に、1月分相当額を中間申告・納付	400万円超 4,800万円以下	年3回の中間申告・納付 課税期間開始の日以後3ヶ月ごとに区分した各期間につき、その期間の末日の翌日から2月以内に、3月分相当額を中間申告・納付	48万円超 400万円以下	年1回の中間申告・納付 課税期間開始の日以後6ヶ月ごとに区分した各期間につき、その期間の末日の翌日から2月以内に、6月分相当額を中間申告・納付	48万円以下	中間申告・納付は不要(任意の中間申告・納付(年1回)が可能)		
直前の課税期間 の確定消費税額 (1年分)	中 間 申 告 ・ 納 付												
4,800万円超	年11回(毎月)の中間申告・納付 課税期間開始の日以後1ヶ月ごとに区分した各期間につき、その期間の末日の翌日(課税期間開始の日以後最初の1月の期間については、課税期間開始の日から2ヶ月を経過した日)から2月以内に、1月分相当額を中間申告・納付												
400万円超 4,800万円以下	年3回の中間申告・納付 課税期間開始の日以後3ヶ月ごとに区分した各期間につき、その期間の末日の翌日から2月以内に、3月分相当額を中間申告・納付												
48万円超 400万円以下	年1回の中間申告・納付 課税期間開始の日以後6ヶ月ごとに区分した各期間につき、その期間の末日の翌日から2月以内に、6月分相当額を中間申告・納付												
48万円以下	中間申告・納付は不要(任意の中間申告・納付(年1回)が可能)												

制 度 の 概 要 (続)

	消 費 税
	(2) 輸入取引 保稅地域からの引取りの際に申告・納付（3ヶ月以内の納期限の延長あり） 関稅の特例申告を行う場合には、引取りの日の属する月の翌月末日までに申告・納付（2ヶ月以内の納期限の延長あり）
9. そ の 他	(1) 消費稅の使途 消費稅の収入については、地方交付稅法に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社會保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする事とされている。 (2) 国、地方公共団体等に対する特例 国、地方公共団体、公共法人等については、申告・納付、仕入稅額控除等につき、特例措置が設けられている。 (3) 總額表示の義務付け 課稅事業者は、不特定かつ多数の者に課稅資産の讓渡等を行う場合において、あらかじめその資産又は役務の価格を表示するときは、その資産又は役務に係る消費稅相当額（地方消費稅相当額を含む）を含めた価格を表示しなければならない。 (注) 平成25年10月1日から令和3年3月31日までの間については、總額表示義務の特例として、現に表示する価格が稅込価格であると誤認されないための措置を講じていれば稅込価格を表示することを要しないこととされていた。

44. 主 要 間 接 税

区 分	た ば こ 税	た ば こ 特 別 税
課 税 物 件	製造たばこ	同左
納 税 義 務 者	製造者又は引取者	同左
免 税 措 置	輸出用	同左
主 な 税 率	喫煙用の製造たばこ 紙巻たばこ 葉巻たばこ パイプたばこ 刻みたばこ 加熱式たばこ かみ用の製造たばこ かぎ用の製造たばこ (注1) 課税標準は紙巻たばこの本数とし、葉巻たばこ及びパイプたばこは1gを1本に、刻みたばこ・かみ用及びかぎ用の製造たばこは2gを1本に、それぞれ換算する(※)。 (注2) 加熱式たばこの課税標準は、①②の合計本数。 ① その重量(フィルター等を除く)0.4gを紙巻たばこ0.5本に換算した本数。 ② 紙巻たばこ1本当たりの想定小売価格で加熱式たばこの小売定価(消費税抜き)を紙巻たばこ0.5本に換算した本数。	1,000本につき6,802円 1,000本につき820円
納 税 方 法	製造場から移出される製造たばこについては、翌月末日までに申告・納付する。 輸入製造たばこについては、保税地域から引き取る時までに申告・納付する。ただし、関税の特例申告を行う場合には、引取りの日の属する月の翌月末日までに申告・納付する。	たばこ税の申告にあわせて申告・納付する。
備 考	製造たばこには、上記のたばこ税及びたばこ特別税のほか、紙巻たばこ1,000本につき7,622円の地方のたばこ税が課される。 (※) 軽量な葉巻たばこ(1本1g未満)は、その本数に応じて上記の税率を適用する(本数課税)。	

制度の概要(続)

酒 (現)	税 行)	同 左 (令和5年10月1日以後)	同 左 (令和8年10月1日以後)
酒類		同左	同左
製造者又は引取者		同左	同左
輸出入・輸出酒類販売場用		同左	同左
1klにつき		1klにつき	1klにつき
(1) 発泡性酒類 200,000円		(1) 発泡性酒類 181,000円	(1) 発泡性酒類 155,000円
〔・発泡酒 167,125円 (麦芽比率25%以上50%未満でアルコール分10度未満) ・発泡酒 134,250円 (麦芽比率25%未満でアルコール分10度未満) ・その他の発泡性酒類 (いわゆる「新ジャンル」) 108,000円 (いわゆる「チューハイ」等) 80,000円〕		〔・発泡酒 155,000円 (麦芽比率25%以上50%未満でアルコール分10度未満) ・発泡酒 134,250円 (麦芽比率25%未満でアルコール分10度未満) (一定の製法に基づく酒類(※)) ・その他の発泡性酒類 80,000円 (いわゆる「チューハイ」等)〕	〔・その他の発泡性酒類 100,000円 (いわゆる「チューハイ」等)〕
(2) 醸造酒類 120,000円		(2) 醸造酒類 100,000円	(2) 醸造酒類 同左
〔・清酒 110,000円 ・果実酒 90,000円〕			
(3) 蒸留酒類(20度) 200,000円 (1度当たりの加算額10,000円)		(3) 蒸留酒類 同左	(3) 蒸留酒類 同左
〔・ウイスキー、ブランデー及びスピリッツ(37度) 370,000円 (1度当たりの加算額10,000円)〕			
(4) 混成酒類(20度) 200,000円 (1度当たりの加算額10,000円)		(4) 混成酒類 同左	(4) 混成酒類 同左
〔・リキュール及び甘味果実酒(12度) 120,000円 (1度当たりの加算額10,000円) ・合成清酒 100,000円 ・みりん及び雑酒(みりん類似) 20,000円 ・粉末酒 390,000円〕		【下線は見直し後の税率】	【下線は見直し後の税率】

製造場から移出される酒類については、翌月末日までに申告し、翌々月末日までに納付する。

輸入酒類については、保税地域から引き取る時までに申告・納付する。ただし、関税の特例申告を行う場合には、引取りの日の属する月の翌月末日までに申告・納付する。

酒類等を製造しようとする場合又は酒類の販売業をしようとする場合は、所轄税務署長の免許を必要とする。

酒税の税率については、令和2年10月1日から令和8年10月1日までの間、段階的に税率構造の見直しを行うこととされている。

・ビール系飲料(ビール・発泡酒・新ジャンル):令和8年10月1日に1klにつき155,000円に一本化する(3段階で実施)。

・その他の発泡性酒類(チューハイ等):令和8年10月1日に1klにつき100,000円に引き上げる。

・醸造酒類:令和5年10月1日に1klにつき100,000円に一本化する(2段階で実施)。

・混成酒類(20度):令和2年10月1日に1klにつき200,000円(1度当たりの加算額10,000円)に引き下げる。

(※) 発泡酒の定義に、①ポップ又は一定の苦味料を原料の一部とした酒類と②香味、色沢その他の性状がビールに類似する酒類を追加。これにより、いわゆる「新ジャンル」(リキュール又はその他の醸造酒)は、新たに発泡酒に位置付けられる。

44. 主 要 間 接 税

区 分	揮発油税・地方揮発油税	石 油 ガ ス 税	航 空 機 燃 料 税	石 油 石 炭 税
課 税 物 件	揮発油	自動車用石油ガス	航空機燃料	原油及び輸入石油製品、ガス 状炭化水素並びに石炭
納税義務者	製造者又は引取者	充てんする者又は引取者	航空機の所有者等	採取者又は引取者
免 税 措 置	(1) 輸出用 (2) 灯油 (3) 航空機燃料用 (4) 石油化学製品の製造 用 (5) ゴム溶剤用等 (6) 外国公館等用	(1) 輸出用 (2) 原料用 (3) 熱源用	国、地方公共団体及び 国際線（ただし、国内輸 送を行う場合を除く。）	輸入石油製品等のうち (1) 石油化学用ナフサ等 (2) 農林漁業用A重油 (3) アンモニア等製造用L P G (4) 鉄鋼、コークス及びセメ ント製造用石炭 (5) 沖縄発電用石炭及びL N G (6) 苛性ソーダ製造業・イオ ン交換膜法による塩製造業 用の自家発電用石炭（地球 温暖化対策のための税率の 特例により上乘せされる部 分（以下「特例部分」）を 軽減）
主 な 税 率	1 kℓにつき 揮発油税 48,600円 地方揮発油税 5,200円 (当分の間の特例税率) ※令和16年4月1日～ 1 kℓにつき 揮発油税 48,300円 地方揮発油税 5,500円 (当分の間の特例税率)	1 kgにつき 17円50銭 (1 ℓにつき 9円80銭)	1 kℓにつき 13,000円 (令和4年4月1日～ 令和5年3月31日) ・沖縄島、宮古島、石垣 島、久米島若しくは下 地島と沖縄以外の本邦 の地域（離島を除く） との間又は沖縄県の区 域内の各地間を航行す る航空機の航空機燃料 1 kℓにつき 6,500円 (令和4年4月1日～ 令和5年3月31日) ・一定の離島路線を航行 する航空機の航空機燃 料 1 kℓにつき 9,750円 (令和4年4月1日～ 令和5年3月31日)	[地球温暖化対策のための税 率の特例] (1) 原油、輸入石油製品 1 kℓにつき 2,800円 (2,040円) (2) 天然ガス、石油ガス等 1 tにつき 1,860円 (1,080円) (3) 石炭 1 tにつき 1,370円 (700円) ※かっこ書きは本則税率であ る。

制度の概要(続)

区分	揮発油税・地方揮発油税	石油ガス税	航空機燃料税	石油石炭税
納税方法	<p>製造場から移出されるものについては、翌月末日までに申告し、納付する。</p> <p>輸入揮発油については、保税地域から引き取る時までに申告し、納付する。ただし、関税の特例申告を行う場合には、引取りの日の属する月の翌月末日までに申告し、納付する。</p>	<p>石油ガスの充てん場から移出されるものについては、翌月末日までに申告し、翌々月末日までに納付する。</p> <p>輸入石油ガスについては、保税地域から引き取る時までに申告し、納付する。ただし、関税の特例申告を行う場合には、引取りの日の属する月の翌月末日までに申告し、納付する。</p>	<p>翌月末日までに申告し、納付する。</p>	<p>採取場から移出される原油、ガス状炭化水素及び石炭については、翌月末日までに申告し、納付する。</p> <p>輸入原油及び輸入石油製品、輸入ガス状炭化水素並びに輸入石炭については、保税地域から引き取る時（国税庁長官の承認を受けた場合には、翌月末日）までに申告し、納付する。ただし、関税の特例申告を行う場合には、引取りの日の属する月の翌月末日までに申告し、納付する。</p>
備考	<p>バイオエタノール等揮発油に対し、課税標準の特例措置が講じられている。</p>			<p>国産石油化学用ナフサ等、国産農林漁業用A重油、国産アスファルト等及び非製品ガスについて、本則税率と特例部分についての還付措置が講じられている。</p> <p>内航運送用船舶等用の軽油又は重油、鉄道用の軽油、国内定期航空運送事業用の航空機燃料、農林漁業用の軽油及び苛性ソーダの製造に使用する電気の発電の用に供する重油、天然ガス又は石炭について、特例部分についての還付措置が講じられている。</p>